

答 申 第 1 1 4 号

三重県情報公開・個人情報保護審査会 答申

令和8年8月

三重県情報公開・個人情報保護審査会

1 審査会の結論

実施機関が行った決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、開示請求者が令和7年8月9日付けで三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号。以下「条例」という。）に基づき行った「公文書の改ざんに関してどの部署でどの様に公文書の改ざんが行われたかがわかるすべての記録と公文書」の開示請求（以下「本請求」という。）に対し、三重県知事（以下「実施機関」という。）が令和7年8月22日付けで行った公文書部分開示決定（以下「本決定」という。）について、取消しを求めるものである。

3 審査請求の理由

審査請求書、反論書及び意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、概ね次のとおりである。

公文書の改ざんが行われた3件の内容が改ざんを行った職員の名前を消して開示された。再発防止のため、職員の氏名を隠さないで開示すべきである。公務員の業務中の氏名は個人情報ではないため、人事関係や組織図、人事異動は全て公表されており、それらを確認すれば懲戒処分された職員の氏名は明らかである。

また、請求者本人が提言・告発している松阪建設事務所の愉快犯的業者いじめに関する調査と建築開発課職員が来庁者に危害を加えた件に関する調査（以下「調査事案」という。）に関する公文書は開示されなかったが、隠蔽しないで開示すべきである。調査事案に関する調査の願いを常にしており、面談の場でも、対象公文書に含めるよう求めてきた。もし文書がないのであれば、不存在決定をすべきである。

4 実施機関の説明要旨

実施機関の主張を総合すると、次の理由により、本決定が妥当というものである。

懲戒処分は組織の秩序維持が主な目的であり、社会的制裁を課すことを目的にしているものではない。このため、本件公文書においても懲戒処分を受けた職員の氏名を非開示にしている。ただし、当該行為が重大な法令違反や非違行為に該当する場合で、逮捕、起訴等に伴う報道発表等で被処分者の氏名等が明らかになっている場合には、公表することとしている。

また、調査事案に関しては当初の開示請求書に記載がないものであり、審査請求人と文書特定を行った際には対象となる公文書の候補を示しながら協議を進めていたが、審査請求人は実施機関が提示した公文書で問題ないとし、調査事案の内容に触れられることはなかった。よって、審査請求があった開示請求及びそれに対する開示決定の対象外である。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、県民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、県の保有する情報の一層の公開を図り、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による参加の下、県民と県との協働により、公正で民主的な県政の推進に資することを目的としている。条例は、原則公開を理念としているが、公文書を開示することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な執行が損なわれたりするなど県民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として限定列举した非開示事由を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 職員の氏名にかかる部分開示決定の妥当性について

ア 条例第7条第2号（個人情報）の意義について

個人に関する情報であって特定の個人を識別し得るものについて、条例第7条第2号は、一定の場合を除き非開示情報としている。これは、個人に関するプライバシー等の人権保護を最大限に図ろうとする趣旨であり、プライバシー保護のために非開示とすることができる情報として、個人の識別が可能な情報（個人識別情報）を定めたものである。

しかし、形式的に個人の識別が可能であれば全て非開示となるとすると、プライバシー保護という本来の趣旨を越えて非開示の範囲が広くなりすぎるおそれがある。

そこで、条例は、個人識別情報を原則非開示とした上で、本号ただし書により、個人の権利利益を侵害しても開示することの公益が優越するため開示すべきもの等については、開示しなければならないこととしている。

イ 条例第7条第2号（個人情報）の該当性について

(ア) 公務員の職務情報の原則開示

本号は、「公務員の職務に関する情報」を個人情報から除外し、原則開示することとしている。これは、公務員の職務に関する情報は、そもそも公務員の職務の性格上公益性が強いことから「個人に関する情報」には含まないこととし、当該情報を原則開示することとしたものであると解される。

本件対象公文書は、公文書の改ざんに関する職員の懲戒処分に係る報告の文書が対象であり、職務行為として行われた当該事務の内容と当該不適正事務に対する懲戒処分の内容についての記述で構成されており、当該情報は公務員の職務に関する情報であると認められる。

よって、実施機関が非開示とした「聴取り内容に記述された職員の氏名」は、具体的な職務行為を行った公務員の氏名であり、職務行為と一体となった公務員の職務に関する情報に該当することから、本号に基づき原則開示すべきものと解される。

(イ)公務員の職務情報の中の例外的非開示

しかし、公務員の職務に関する情報であっても、例外的に「公にすることにより、当該個人の私生活上の権利利益を害するおそれがあるもの」については本号により非開示となる。これは、公務員の職務に関する情報であっても、同時に公務員の私事に関する情報の側面もあり、同側面の方が、明らかに大きいような場合（特定公務員の「給与額」「勤務成績」「処分歴」等）がこれに該当すると解される。

職員が懲戒処分を受けたことは、職務遂行等に関して非違行為があったということを示すにとどまらず、個人としての評価をも低下させる性質を有する情報であり、私事に関する情報の面を含むものと考えられる。したがって、懲戒処分の原因行為が職務に関することとはいえ、懲戒処分された職員の氏名については、私事情報としての側面が強く、公にすることにより、当該個人の私生活上の権利利益を害するおそれがあると考えられる。

よって、職員が懲戒処分を受けたことは、公務員の職務に関する情報であっても、公務員の私事に関する情報の側面が明らかに大きい場合に該当し、当該公務員の氏名は、非開示とするのが相当である。

また、審査請求人は人事関係や組織図、人事異動を確認すれば懲戒処分を受けた職員の氏名は明らかであると主張するが、報道発表等で氏名は公表されておらず、氏名が明らかになっているとは認められない。

以上の（ア）（イ）の点から、「懲戒処分を受けた職員の氏名」を非開示とした実施機関の決定は妥当である。

(3) 開示請求書に記載のない公文書を開示決定の対象外とした判断の妥当性について

審査請求人は「松阪建設事務所の愉快犯的業者いじめに関する調査に関する公文書と建築開発課職員が来庁者に危害を加えた件に関する調査に関する公文書を隠蔽しないで開示すべきである」と主張しており、これらを開示決定の対象外とした実施機関の判断の妥当性について検討する。

本請求の開示請求書において「開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項」欄には、「公文書の改ざんに関してどの部署でどの様に公文書の改ざんが行われたかがわかるすべての記録と公文書」と記載されており、審査請求人が主張する「松阪建設事務所の愉快犯的業者いじめに関する調査に関する公文書と建築開発課職員が来庁者に危害を加えた件に関する調査に関する公文書」は、本開示請求書に記載がなく、本請求の対象公文書と読み取ることはできない。

なお、審査請求人は実施機関との公文書の特定の場合において、調査事案についても対象とするよう話をしたと主張するが、実施機関は審査請求人に対象となる公文書の候補を示しながら対象公文書を特定したと説明しており、特定の場合で明確に請求内容に追加があったとは確認できない以上、実施機関が調査事案について開示決定の対象としなかった判断に不合理な点は見受けられない。

したがって、開示請求書に記載のない開示請求及びそれに対する開示決定の対象外とした実施機関の判断は妥当である。

(4) 結論

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙1 審査会の処理経過のとおりである。

別紙 1

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
R 7 . 1 2 . 1 9	・ 諮問書の受理
R 8 . 1 . 1 3	・ 審査請求人から反論書及び口頭意見陳述申出書の受理
R 8 . 1 . 1 6	・ 実施機関及び審査請求人に対して、意見書の提出依頼
R 8 . 6 . 1 6	・ 書面審理 ・ 審査請求人の口頭意見陳述 ・ 実施機関の補足説明 ・ 審議 (令和 8 年度第 3 回第 1 部会)
R 8 . 7 . 2 1	・ 審議 (令和 8 年度第 4 回第 1 部会)
R 8 . 8 . 2 6	・ 審議 ・ 答申 (令和 8 年度第 5 回第 1 部会)

三重県情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長 (第二部会部会長)	名 島 利 喜	三重大学人文学部教授
※会長職務代理者 (第一部会部会長)	三 田 泰 雅	四日市大学総合政策学部教授
※委 員	須 川 忠 輝	同志社大学政策学部准教授
※委 員	田 中 亜 以	司法書士
※委 員	田 中 三 貴	三重弁護士会推薦弁護士
委 員	伊 藤 綾 香	株式会社三十三総研
委 員	小 川 友 香	税理士
委 員	渡 邊 功	三重弁護士会推薦弁護士

なお、本件事案については、※印を付した委員によって構成される部会において主に調査審議を行った。